



「元請から内装業の新規許可を取らないと契約できない!」「孫請に電気の許可はあっても通信の許可がないと貴社との下請契約は無理。早急に業種追加するよう指導を!」と建設業許可の申請について元請業者から下請業者に要請があるという状況が最近起こっています。建設業法では28業種の許可区分を定め、工事に見合った許可を持たない業者との請負契約は

「特定建設業の許可を取るのに資本金を2千万円に増加する必要があるが、積み立てた利益を資本に組み入れる事で実現したい。増資関係と許可の手続きを…」とA社から依頼がありました。直近の決算書では資産から負債を引いた純資産が4千万円以上ありますから、資本金を2千万円に増資すれば財産的要件の一つをクリヤーできます。4年前、会社法の施行に伴って「利益の資本組み入れ」は、企業会計原則における

「元請から内装業の新規許可を取らないと

「無許可業者との下請契約」とし①指示処分②営業の停止や禁止③許可の取消…といった行政処分だけでなく処分に違反すると④3年以下の懲役か3百万円以下の罰金に処する事になっています。コンプライアンス(法令遵守)

を求める国交省や都府県(許可行政庁)の指導・検査が強まっ

ている事が背景にあります。業法違反の通報窓口設置もその一つ。当事務所では、冒頭の2業者から内装と通信の許可申請の依頼を受け、手続きを進めています。行政の動きには注意が必要です。



「資本と利益の区分」の観点から禁止され「資本準備金」や「その他資本剰余金」に限りOKとなりました。しかし、中小企業では一旦株主に利益配当を行い、その配当金を出資して貰う…という方法で結局「利益の資本組入れ」と同じ事になっていました。更に配当金

には源泉所得税も…。こうした事から昨年4月に規則が改正され、禁止事項が復活したのです。資本金で判断する税負担も増資前と同じ!!という特典も…



+++

9月分(10月納付分)から厚生年金保険料がUPします。給与計算の際に、ご注意下さい。